

令和5年度 子どもの居場所の利用申込みについて（ご案内）

「子どもの居場所づくり事業」は豊田市次世代育成課の事業です。居場所利用の希望者は、次の内容と運営にご理解・ご協力をしてくださる親子とします。

利用希望者は、次の居場所運営について同意のうえ、下記の申込用紙をご提出ください。

- (1) 居場所の利用時に発生した問題は、自己責任になります。居場所は学校の教育活動ではないため、スポーツ振興センター（保険）の適用ができません。
- (2) 預かりは、月・火・水・金曜日の授業後(低学年下校)から高学年下校（15:50）までの1時間（土日・祝日・長期休業中なし）。月・火・水・金曜日が一斉下校になる日は、居場所利用はありません。
- (3) 帰宅方法は、次の①・②のいずれかで、子ども一人では帰ることはできません。
 ①集団下校（高学年下校時に、スタッフが下校場所まで引率）
 ②保護者のお迎え（2階図書室）
 （塾等で高学年下校時刻前に帰宅する場合は、保護者が居場所まで迎えに来てください。**お迎えは家族のみです。**曜日が決まっている場合は、下記の利用申込書にご記入ください。それ以外は、**学校（76-2511）**へ事前にご連絡ください。）
- (4) 居場所では、最初に勉強をし、その後は室内で自由時間を過ごします。外遊びはしません。
- (5) 居場所スタッフは、地域のみなさんです。
 ●スタッフは、個別な支援を必要とするお子さんの対応はできません。
●スタッフの注意を繰り返し聞けないお子さんは、利用をお断りします。
- (6) 問合せ：地域学校共働本部推進アドバイザー 上山 仁（090-2131-1505）
- (7) 学校は施設を貸し出していますが、この事業への関わりはありません。

【居場所での約束事】

- ①居場所では、スタッフの指示で活動します。
- ②居場所では、最初、静かに勉強（宿題）をします。
- ③教室を出るときは、スタッフに申し出ます。
- ④室内では、走ったり、大声を出したりしません。
- ⑤教室へ、忘れ物を取りに戻ることはできません。

<申込方法と連絡>

- ①下記の利用申込書を、**3月3日（金）**までに担任の先生に提出してください。
- 居場所と放課後児童クラブの併用はできません。**
- ③報告していただいた緊急時の電話番号を変更した場合、早急に居場所までご連絡ください。
- ④**居場所利用は、月・火・水・金曜日の15:00～15:50。4月17日（月）開始予定です。**

----- 切り取り線 -----

提出先(担任 → 教頭 → 居場所)

【提出日 月 日】

子どもの居場所 利用申込書

- (1) 上記の居場所運営に同意し申し込みます。 () 内は母、父など所有者を記載

保護者名	緊急時の 電話番号①	()
	緊急時の 電話番号②	()

- (2) 利用するお子さんの名前をお書きください。

児童名	ふりがな (年 組)	ふりがな (年 組)
-----	---------------------	---------------------

※保護者迎えの曜日と時間 … () 曜日の () 時 () 分